LAP 共有在庫規約

第１章出品規程

第１条　出品

本部は、共有在庫サービスにおける流通を円滑に行う為、必要がある場合、台数、年式、型式等によって出品車両を制限することができる。

第２条　出品条件

LAP 共有在庫規約（以下規約という）第５条第１項に規定する条件は以下のとおりとし、出品車両は、これらの条件を満たすことにより出品できる。

1. 出品制限車でないこと。
2. 自走可能な車両であること。
3. 車両保安基準に適合し得る車両であること。
4. 譲渡書類が完備し、書類規定に充足するものであること。及び必ず再発行可能な書類を有する車両であること。
5. 車検付車両の場合は、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）が付されていること。
6. ガス漏れ、オイル漏れ等の危険のないこと。
7. 本条第１項～第６項に定めた条件を満たさない場合であっても、本部の判断により出品を認めることができる。

第３条　出品店義務

出品店は、次の事を義務として厳守しなければならない。

1. ラップシステムへのデータ入力は間違いがないように慎重に行うこと。
2. 出品店は、エンドユーザーの立場に立って、その車両の仕様、品質、欠品、瑕疵の程度等を誠実に申告しなければならない。
3. テレビ、ナビ、リモコンスイッチ、保証書等、簡単に持ち出しできるものは、出品店で保管し、成約後本部に提出すること。
4. 落札店からクレーム及びトラブルにかかわる申告があった際、本部の調停に協力し、調停が難航した場合、本部の裁定に従うこと。
5. 車検切れの出品車両は、出品店側でプレート切りを厳守すること。

第４条　出品制限車

LAP 共有在庫規約運営細則（以下「細則」という）第２条第１項に定める出品制限車は、次のとおりとする。

1. 盗難車、接合車（通称ニコイチ）、冠水車、差し押さえ車、抵当権付き車、解体車等、現状営業ナンバー車、現状レンタカー、車台ナンバー改ざん車、メーター改ざん車、走行不明車。

2. 道路運送車両法等により、車検に受からないもの。（ただし、部品交換等で可能なものは除く）

3. 未登録の国産車及び輸入車。ただし、予備検〈完成検査〉付き車で、翌月末日まで期限があるものは除く。

4. 永久抹消登録車、輸出抹消登録車。

5. その他、共有在庫としてふさわしくないと本部が判断した車両。

第５条　出品手続

出品車は、次の手順により出品手続を行うこととする。

1. ラップシステムにおいて、業務メニューより在庫の仕入登録を行う。その際、業販価格に関しては、次に示す金額

以上の仕切り幅を設定すること。

軽自動車	仕切り幅５万円（税込）以上
普通車以上（店頭価格税込２００万円未満）	仕切り幅１０万円（税込）以上
普通車以上（店頭価格税込２００万円以上）	仕切り幅２０万円（税込）以上

2. ラップシステムにおいて、業務メニューより在庫の画像登録を行う。その際、以下の点に注意すること。

①撮影枚数は最大１１枚とし、なるべく多くの画像を登録し、成約率の向上を図る。

②画像は、車両の前からの画像、後ろからの画像、車内の画像を含め、その他セールスポイント、瑕疵ポイントなどを最低２枚登録し、合計５枚以上を登録する。

③プライスボードは外して撮影する。

④ナンバープレートは、自店情報の記載されていない化粧プレート等で隠して撮影する。

⑤背景や車両表面に店舗の看板等が映らないよう撮影する。

⑥一発商談落札車両として出品する場合は、車両状態票を撮影し、末尾の画像に登録する。その際の車両状態票とは、AA 査定票もしくはラップシステムからダウンロード出来る所定の用紙を用いて、細則第６章の評価基準に基づき査定を行い記入したものを言う。

3. ラップシステムにおいて業務メニューより在庫の車両状態登録を行う。

第５条の２　売約処理

出品車両がラップシステム以外で売約となった場合、出品店は速やかにラップシステム上の当該出品車両の売約処理を行う。

第６条　ラップシステム入力時の注意事項

出品店はラップシステムへの入力の際、次に定める事項に従い、虚偽の申告、誤入力、入力洩れが無いよう正確に入力すること。これに違反し、誤解を招くおそれのある不明瞭、不適切な入力を行った場合、それに起因するクレームに対し、出品店は他に責任を追及できない。

1. 年式とモデルが違う場合、必ずその旨を入力すること。
2. 前期モデル、後期モデルと記入の場合は、その車両の年式をベースに、モデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境に前期、後期と区別する。
3. 車歴表示で、リース車は自家用扱い、自家用以外は、その旨を入力すること。未入力の場合は自家用車とみなす。
4. 社外（外品）部品の場合、部品名の前か後に「外品」又は「社外」と入力すること。
5. 乗車定員の記載（構造）変更が有る場合は入力すること。
6. 外車、逆輸入車等は、ディーラー車か並行車かを入力すること。（モデル年式がわかれば入力する。未入力の場合は、不明とみなす）また、右ハンドルか左ハンドルかも入力すること。
7. 外装色のカラー、カラーナンバーは必ず入力すること。
8. 色替車の場合、「色替車」と入力すること。
9. 車検付車の出品で「自賠責なし」の車検付き車を出品しないこと。「自賠責なし」の入力が有った場合、出品を無効とする。
10. コーションプレートの無い車両を出品する場合は、その旨を入力すること。
11. 標準装備の部品が、欠品及び不良の場合は入力すること。
12. レスオプションの場合は、レスした部品を必ず入力すること。
13. セールスポイントとして入力した部品が不良の場合は入力すること。
14. ８ナンバー登録車は、登録内容（キャンピング、放送宣伝等）を入力の上、装備品に対して欠品もしくは、改造等あれば入力すること。
15. 修復歴がある場合は、修復個所を入力すること。
16. 冠水車の場合は、冠水車と入力すること。
17. ワンオーナー車とは新車登録時の使用者名義が基本であり、商品登録の名義変更は何回されても可とする。
18. 「新車保証書」「新車整備手帳」「取扱説明書」が有る場合は入力すること。なお、残存保証期間及び、メーカー保証の有効無効については一切問わないが、車検時の点検記録簿（一枚もの）、中古保証書（販売会社の保証）、メンテナンスノートは、新車保証書、新車整備手帳とはみなさない。

19. 本条第１８項の新車保証書とは、特約販売会社（ディーラー）が発行し、メーカー（日本法人等）1が保証を約束したうえで、メーカー又は日本法人等の社名、捺印等が印刷されており、保証書欄に発行ディーラーの社印もしくは、社名が捺印されてあるものをいう。車台番号等の記載がなくても良いが、記入された車台番号を訂正して、訂正印のないものは、保証書とみなさない。

20. 本条第１８項の新車整備手帳とは、発効ディーラーが確認できない新車保証書を有し、メンテナンス方法や記録簿欄があるものをいう。

第６条の２　走行距離入力時の特記事項

走行距離の入力は以下に従い、誠実に行うこと。

1. メーター改ざん車は出品制限車両であるが、本部が特別に出品を認めた場合は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力し、入力欄右側の選択肢から「改ざん」を選択する。

①メーター改ざん車とは、メーターが走行管理システム等によって巻き戻されている事が確認された車両をいう。

2. 走行不明車は、出品制限車両であるが、本部が特別に出品を認めた場合は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力し、入力欄右側の選択肢から「不明」を選択する。

①走行不明車とは、何らかの事情により実際の走行距離が判断できない車両をいう。

3. メーター交換車は、本条第４項の区分に従い走行距離を入力する。

①メーター交換車とは、認証、指定工場でメーター交換を証する書面又は交換を客観的に証明できる書面が確認できる車両をいう。

②メーター交換を証する書面又は交換を客観的に証明できる書面には、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離の記載が有るものとする。

③メーター交換を証する書面又は交換を客観的に証明できる書面が無い場合など、メーターの交換を証明できない車両はメーター改ざん車とみなす。

4. 本条第３項に該当する車両の走行距離入力の際は、以下の区分を設ける。

新品メーターに交換してある場合	走行距離入力欄に、メーター交換時の走行距離と現メーターの走行距離の和を入力する
	「ここがポイント」入力欄に、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離及び、「メーター交換車」と入力する
中古メーターに交換してある場	走行距離入力欄に、メーター交換時の走行距離と現メーターの走行距離の和と中古メーターの走行距離の差を入力する
	「ここがポイント」入力欄に、メーター交換を行った年月日、メーター交換前の走行距離、中古メーターの距離及び、「中古メーター交換」と入力する

5. １～４いずれにも該当しない車両は、走行距離入力欄に現メーターに表示されている走行距離を入力する。

LAP 共有在庫規約

第６章評価基準

規約第７条のいう出品車両の評価基準を、本章に定める。

第２７条　ラップ共有在庫における評価基準

ラップ共有在庫における評価基準は、LAA（ライト・オート・オークション）の評価基準に準ずる。以下に、LAA 評価基準を記載する。

第２８条　品質評価基準

修復歴車、粗悪車、改造車、及び冠水車等の品質評価基準を次に定める。

①修復歴車とは、車体部（主に内側）の骨格部の損傷により、部位交換あるいは修正・補修したものとし、次のいずれかに該当する車両とする

A)フレームの交換・修正したもの、修正を要するもの

B)クロスメンバーの交換・修正したもの、修正を要するもの

C)インサイドパネルの交換・修正したもの、修正を要するもの

D)ピラーの交換・修正したもの、修正を要するもの

E)ダッシュパネルの交換・修正したもの、修正を要するもの

F)ルーフパネルの交換したもの

G)フロア・トランクフロアの交換・修正したもの、修正を要するもの

H)交換・修正・補修した状態が不明瞭で、事故に起因したものである疑いのあるもの

I)ロッカーパネル（ステップ）等に、修正機跡のあるもの

J)上記及びその他 LAA にて修復歴車に該当すると判断したもの

②粗悪車とは次のいずれかに該当する車両とする

A)腐食のひどいもの

B)トラック、ダンプ等のセットバック及び荷台の粗悪なもの

C)ライトバン等の荷台の腐食、へこみ等、状態の悪いもの

D)内装の汚れがひどいもの、または悪臭のあるもの

E)外装がひどく、外見上悪いもの

F)機関部等、走行機能の劣悪なもの

G)その他常識的判断による粗悪なもの、又は、LAA が粗悪車と判定したもの

③改造車とは、次のいずれかに該当する車両とする

A)エンジン内部の改造、規格外エンジンの乗せ替え、社外ターボ、社外コンピューター、ＶＶＣ等の部品を取り付けた車両

B)ミッション乗せ替え、ハイドロ装着、極端な車高短・車高上げ等をされたもの

C)その他 LAA にて改造と判断したもの

④冠水車とは、次のいずれかに該当する車両とする

A)水没などにより、水または泥等にシートなどがつかり、エンジン・ミッション、電気系統に水害を受けた車両、及びそれに準ずると判断されたもの

B)LAA が冠水車として判断したもの

⑤その他

A)色替車。（全塗装及び、ボディ部分の腰下色替え等）Ｆ・Ｒバンパー、プロテクターモールの塗装は、色替車としない。

LAA 評価点基準

評価点	内容
S 点	走行距離１万ｋｍ以内 初年度登録後１２ヵ月（１年）以内 無キズ、無補修で新車同様のもの
６点	走行距離３万ｋｍ以内 初年度登録後３６ヵ月（３年）以内 内外装ともほとんど無キズ、無補修で加修の必要がなく、そのまま展示場に並べられるもの
５点	走行距離５万ｋｍ以内 内外装とも軽微な加修をすることにより６点に準ずるもの 修跡が１～２パネルで、ボディ外装の部品の交換がないもの 内外装評価がＡ以上
４．５点	走行距離１０万ｋｍ以内 内外装とも軽微な加修をすることにより５点に準ずるもの ボンネット、ドア等のボルト取り付け部品で１パネルのみ交換したもの キズ、凹が少々あるもの
４点	走行距離１５万ｋｍ以内 目立つキズ、凹、サビが数カ所あり加修が必要と思われるもの

	鈑金塗装済で良好なもの 内装に汚れ、コゲ等が少々あるもの オールペイント車、色替車で良好なもの
３．５点	骨格部位以外の溶接部位を交換したもの 骨格部位の軽微な損傷で修復歴にならないもの 大、小の鈑金や加修を必要とする所が数カ所あるもの 部分的に補修ボケ、色あせのあるもの 内装に目立つ汚れ、コゲ等があるもの
３点	装が全体的にボケているもの、塗装状態の悪いもの 数カ所に腐蝕、サビのあるもの 大、小の鈑金を必要とする箇所が、数カ所あるもの
２点	商品化に大幅な加修を要するもの 各部に腐蝕、腐り穴があるもの 粗悪車
１点	災害車（冠水車、消火剤散布跡車）
R点	修復歴車
ブランク	事故現状車 自走不能車
改点	エンジン内部改造、規格外エンジンの載せ替え 社外ターボ、社外コンピューター、VVC等の部品を取り付けた車両 ミッション載せ替え（MT⇔AT） ハイドロ装着、極端な車高上げ、車高短車

LAA内外装評価基準

外装評価	
評価点	内容
評価A	新車状態同様のもの 無加修および加修の必要がなく、そのまま展示できるもの 鈑金塗装済みで仕上がりが良好なもの １～２cmの小キズ、小凹が１～２カ所以内のもの
評価B	軽微な加修を必要とするもの。不具合内容が商品価値に影響するもの

	鈑金塗装済で波、ボケ、色ムラ、色違いがあるもの 評価A以上のキズ、凹が数カ所あるもの ガラスにキズ、ヒビ、ワレのあるもの
評価C	大幅な加修を必要とするもの。または修復不可能なもの 鈑金塗装済だが、ボディ全体に再加修が必要なもの サビの多いもの、腐蝕（穴）のあるもの
記号 Ａ→傷 Ｕ→ヘコミ Ｓ→錆 Ｃ→腐蝕 W→波 Ｂ→鈑金 Ｐ→塗装 Ｘ→交換要 ＸＸ→交換済	

内装評価	
評価点	内容
評価A	新車状態同様のもの 加修の必要がないが、または必要性の低いものでそのまま展示できるもの 内装に目立たない簡単に取れる汚れ等が、全部で２～３カ所以内のもの 部品の欠品がないもの
評価B	軽微な加修を必要とするもの。不具合内容が商品価値に影響するもの 内装にコゲ、穴、スレ、破れ等があるもの。ダッシュボードのウキ、変形があるもの 大きな部品の欠品がないもの。（ヘッドレスト、シート、内張等）
評価C	大幅な加修を必要とするもの。または修復不可能なもの ダッシュボード等に目立つ大きなヒビ割れや、加工跡があり交換を要するもの 内装、シート等にひどい汚れ、破れまたはヘタリ等のあるもの 室内に強い異臭があり、そのままの状態では展示できないもの